

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	中央区 西区	三菱重工機械システム(株) モビリティ事業本部	124,300,000	令和6年10月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
2	東淀川複合施設西側昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川区	東芝エレベータ(株) 関西支社	28,380,000	令和6年10月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
3	令和6年度 降雨量観測装置修繕	09B:上下水道施設工事	港区 城東区 住之江区	三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部	50,600,000	令和6年10月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	令和6年度 此花下水処理場外2か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区 西淀川区	(株) 日立産機テクノサービス 大阪事業所	50,600,000	令和6年10月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
5	令和6年度 大野下水処理場外2か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	西淀川区	(株) 明電エンジニアリング 大阪営業所	25,740,000	令和6年10月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
6	大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	大正区	パナソニック産機システムズ(株) 近畿支店	1,623,600	令和6年10月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	大阪市立大阪プール空調設備修繕(氷蓄熱槽)	05:給排水衛生冷暖房工事	港区	日本ビー・イー・シー(株) 大阪事務所	247,500,000	令和6年10月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
8	十三バイパス情報板設備移設工事-2	10:電気通信工事	北区	星和電機(株) 関西支社	43,450,000	令和6年10月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	大阪市長居障がい者スポーツセンター冷却塔送風機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東住吉区	空研工業(株) 大阪支店	3,872,000	令和6年10月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	令和6年度 巽配水場回転速度制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	生野区	(株) 日立産機テクノサービス 大阪事業所	13,200,000	令和6年10月11日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
11	ATC庁舎外4遠方監視装置改修工事	10:電気通信工事	住之江 平野 城東淀川 福島	坂下電工(有)	15,400,000	令和6年10月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株) マコト電気	5,555,000	令和6年10月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
13	令和6年度 最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株) 大阪支店	22,000,000	令和6年10月15日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
14	令和6年度 柴島浄水場上系施設運用自家発電設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	42,900,000	令和6年10月17日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	令和6年度 柴島浄水場オゾン設備整備 修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関 西営業部	236,500,000	令和6年10月17日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
16	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉 計装設備修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株)日立産機テクノ サービス 大阪事業所	19,360,000	令和6年10月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	大阪市中央卸売市場南港市場本館棟1 階内臓処理室天井材落下防止ネット設置 工事(緊急)	02A:建築工事	住之江区	(株)大林組 大阪本 店	37,345,000	令和6年10月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
18	令和6年度大阪市中央卸売市場本場エ レベーター設備修繕	09A:昇降機設置工 事	福島区	フジテック(株) 近畿 統括本部	6,649,500	令和6年10月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	大阪市立大阪プール空調設備(ボイ ラー)修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	港区	(株)日本サーモエ ナー 関西支社	9,130,000	令和6年10月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	令和6年度 舞洲スラッジセンター各種ク レーン設備修繕	09D:機械器具設置 工事	此花区	(株)日立プラントメカ ニクス 関西支店	11,330,000	令和6年10月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	令和6年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶 融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設 工事	此花区	月島・メタウォーター・ 東芝特定建設工事共 同企業体	541,860,000	令和6年10月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	平野図書館昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	平野区	三精テクノロジーズ (株)	31,900,000	令和6年10月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	大阪市中央卸売市場本場市場東棟北非 常用発電設備修繕	04:電気工事	福島区	(株)カワサキマシンシス テムズ 統括本部ガスター ビンサービス本部西部事業所	3,575,000	令和6年10月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	大阪市立大阪プール空調設備(空調和 機)修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	港区	新晃アトモス(株) 大 阪支社	107,727,070	令和6年10月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
25	令和6年度 城東抽水所外4か所現場操 作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	城東区 鶴見区 都 島区	東芝インフラテクノ サービス(株) 関西支 店	16,830,000	令和6年10月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
26	令和6年度 十八条下水処理場外9か所 現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	淀川区 福島区 北 区 西淀川区 此花 区	東芝インフラテクノ サービス(株) 関西支 店	43,450,000	令和6年10月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
27	令和6年度東横堀川水門外1水質自動観 測装置修繕	04:電気工事	中央 浪速	(株)東邦電探	6,009,300	令和6年10月31日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
28	令和6年度 庭窪浄水場施設運転用自家 発電設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	(株)明電エンジニアリ ング 大阪営業所	15,730,000	令和6年10月31日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
29	令和6年度 千島下水処理場外12か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	大正区 西成区 港区 城東区 東成区 西淀川区 東淀川区 平野区	(株)明電舎 関西支社	577,500,000	令和6年11月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
30	令和6年度 中浜下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	594,000,000	令和6年11月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
31	大阪市立大阪プール空調設備(冷却塔)修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	港区	空研工業(株) 大阪支店	10,230,000	令和6年11月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
32	令和6年度 庭窪浄水場外1か所酸注入設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市	月島ジェイアクアサービス機器(株) 西日本営業所	5,170,000	令和6年11月6日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
33	淀川区民センター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	淀川区	(株)エレベーターテクノス	20,130,000	令和6年11月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
34	令和6年度 千島下水処理場外2か所雨水ポンプ用ディーゼル機関連設備工事	09B:上下水道施設工事	大正区 城東区 住之江区	ダイハツディーゼル(株) エンジニアリングセンター	438,900,000	令和6年11月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
35	令和6年度 咲洲配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)明電エンジニアリング 大阪営業所	14,850,000	令和6年11月13日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
36	令和6年度 今福下水処理場外16か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区 都島区 旭区 東成区 此花区 淀川区 東淀川区 西淀川区 港区 住之江区	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	531,080,000	令和6年11月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
37	令和6年度 中浜流注場脱臭設備修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪営業所	3,025,000	令和6年11月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
38	令和6年度 真田山加圧ポンプ場回転速度制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	天王寺区	メタウォーター(株) 関西営業部	19,800,000	令和6年11月14日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
39	早川福祉会館昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区	三精テクノロジーズ(株)	39,600,000	令和6年11月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
40	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)明電エンジニアリング 大阪営業所	15,950,000	令和6年11月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
41	令和6年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕	04:電気工事	浪速区 中央区	安川オートメーション・ドライブ(株) 大阪支店	10,450,000	令和6年11月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
42	令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備制御盤室用空調機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	日立グローバルライフソリューションズ(株) 関西サービスエンジニアリングセンター	2,123,000	令和6年11月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
43	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	兵神装備(株)	8,800,000	令和6年11月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
44	令和6年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部	4,840,000	令和6年11月21日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
45	令和6年度 中浜流注場破砕ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	ゼノア環境装置(株) 西日本営業所	3,450,000	令和6年11月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
46	令和6年度中浜流注場浄化槽汚泥圧送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	城東区	古河産機システムズ(株) 大阪支店	8,140,000	令和6年11月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
47	令和6年度 咲洲配水場回転速度制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)明電エンジニアリング 大阪営業所	157,300,000	令和6年11月27日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
48	令和6年度 平野下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	平野区 住之江区 大正区 此花区 西淀川区 中央区 城東区	(株)日立製作所 関西支社	390,500,000	令和6年11月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
49	令和6年度 長居配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区	東芝インフラテクノサービス(株) 関西支店	176,000,000	令和6年11月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
50	南港ひかりの団地12号棟ほか4か所真空式ごみ収集設備修繕	09D:機械器具設置工事	住之江区	新明和工業(株) 流体事業部営業本部関西支店	5,489,000	令和6年11月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
51	令和6年度 大淀配水場外1か所特別高圧受変電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	北区 生野区	メタウォーター(株) 関西営業部	23,210,000	令和6年11月29日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
52	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株) 大阪事務所	170,500,000	令和6年11月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
53	令和6年度 咲洲配水場小水力発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)西島製作所 大阪支店	10,615,000	令和6年12月3日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
54	大阪市中央卸売市場東部市場中央監視装置改良工事	10:電気通信工事	東住吉区	アズビル(株) ビルシステムカンパニー関西支社	101,530,000	令和6年12月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
55	楠葉取水場揚水ポンプ設備改良に伴う既設管理設備改造工事	09B:上下水道施設工事	寝屋川市 東淀川区	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	39,050,000	令和6年12月4日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
56	令和6年度 住之江配水場外2か所自家発電設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区 大正区 生野区	(株)日立産機テクノサービス 大阪事業所	66,000,000	令和6年12月4日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
57	令和6年度大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	北区	新明和工業(株) 流体事業部営業本部関西支店	6,219,510	令和6年12月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
58	令和6年度 大淀配水場外1か所自家発電設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	北区 阿倍野区	安川オートメーション・ドライブ(株) 大阪支店	25,300,000	令和6年12月5日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
59	浪速区役所庁舎防火シャッター危害防止装置設置改修工事	14L:建具工事	浪速区	三和シャッター工業(株) 大阪支店	15,233,460	令和6年12月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
60	大阪市中央卸売市場南港市場仲卸棟冷蔵庫ほか2か所防熱扉修繕	14L:建具工事	住之江区	岸産業(株)	3,776,300	令和6年12月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
61	阿倍野中学校プールろ過設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	阿倍野区	光伸(株)	7,425,000	令和6年12月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
62	令和6年度 大阪市役所本庁舎防犯カメラ設備修繕	10:電気通信工事	北区	ジャトー(株)	20,900,000	令和6年12月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
63	大阪市立大阪プール空調設備(ブラインポンプ・冷水ポンプ)修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	港区	荏原冷熱システム(株)大阪支店	9,064,000	令和6年12月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
64	令和6年度 舞洲スラッジセンター吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	パナソニック産機システムズ(株) 近畿支店	3,278,000	令和6年12月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
65	令和6年度 庭窪浄水場粒状活性炭吸着池水位計修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	超音波工業(株) 大阪支店	2,200,000	令和6年12月16日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
66	令和6年度 中之島抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	北区 浪速区 西成区	メタウォーター(株) 関西営業部	51,700,000	令和6年12月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
67	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)明電エンジニアリング 大阪営業所	28,600,000	令和6年12月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
68	咲洲ペDESTリアンデッキ(コスモスクエア駅前広場)昇降機設備等修繕	09A:昇降機設置工事	住之江区	(株)日立ビルシステム 関西支社	3,551,900	令和6年12月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
69	生野区役所地下駐車場管制設備修繕	10:電気通信工事	生野区	日信電子サービス(株) 西日本支社	5,060,000	令和6年12月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
70	大阪市立平野スポーツセンター・屋内プール吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	平野区	川重冷熱工業(株) 西日本支社	4,158,000	令和6年12月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
71	令和6年度 平野下水処理場外4か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区 福島区 此花区 淀川区	(株)大同電機製作所 大阪営業所	9,152,000	令和6年12月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
72	西北環境事業センター 排水処理設備修繕	09B:上下水道施設工事	西淀川区	(株)丸島アクアシテム	2,420,000	令和6年12月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

3 随意契約理由

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものであり、安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承され、平成29年10月に三菱重工印刷紙工機械(株)及び三菱重工マシナリーテクノロジー(株)のゴム・タイヤ機械事業並びに当該製品等に係る三菱重工業(株)の製造・調達・品質保証機能と統合され、三菱重工機械システム(株)に社名変更されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1. 案件名称

東淀川複合施設西側昇降機設備改修工事

2. 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3. 随意契約理由

本工事は、東淀川複合施設（東淀川屋内プール・東淀川区民会館・東淀川図書館）に設置されている西側昇降機の経年劣化に伴い、改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取り替えにあたっては製作・施工会社である東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機 (株) が独自の技術で設計製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な取替部品の選定を行い、取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社に修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している降雨量観測装置のアフターサービス業務を移管され、且つ本設備の技術に精通している三菱電機プラントエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課 (電話番号: 06-6615-7290)

随意契約理由書

1 修繕名称 令和6年度 此花下水処理場外2か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、此花下水処理場、大野下水処理場、佃第2抽水所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称 令和6年度 大野下水処理場外2か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、大野下水処理場、中島第2抽水所、竹島抽水所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機修繕

2 契約相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大正区役所の空調設備(ガス吸収式冷温水機1号機)を修繕するものである。

令和6年5月以降、ガス吸収式冷温水機1号機において、液面低下によるエラーが頻発しており、安定的な稼働ができていない状況である。現状、2号機のみ稼働となっており、このまま使用することで2号機に負荷がかかり、故障に繋がりにくいことや、安定的な空調の稼働ができなくなる恐れがあることから、直ちに修繕を行う必要がある。

当該設備は大正区役所すべての空調機器として、来庁者や職員が利用するすべての空間を適切な環境に保つ機能を担っており、空調の運転不能は、区役所内を適切な温度で管理できなくなることから、来庁者や職員の健康を著しく害することが予測されるため、空調設備の早急な修繕を実施することが必要不可欠である。

本設備は、三洋電機(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作し他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕について対応可能な業者は、三洋電機(株)を完全子会社化したパナソニック(株)の業務用空調設備に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ(株)のみであることから同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務担当(06-4394-9626)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大阪プール空調設備修繕(氷蓄熱槽)

2 契約の相手方

日本ビー・エー・シー(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立大阪プールに設置されている氷蓄熱槽について、取替を行うものである。

当施設の氷蓄熱槽は、空調設備を構成する機器の一部であり、料金の安い深夜電力を利用し、蓄熱槽に氷を蓄え、その氷の冷熱を利用し空調機の冷媒等を冷却し、施設の冷房を行うために必要な装置であるが、設置後 25 年以上が経過し、経年劣化により水漏れ等の不具合が生じているため、取替を行う必要がある。

本設備の氷蓄熱槽については、自動制御システムで管理されており、既設氷蓄熱槽に合わせた制御システムが構築されているため、既設氷蓄熱槽製造者のものを使用しなければ運転・管理が行えない。

また、機器並びに制御システムは、各社異なる設計思想に基づき製造されており、修繕対象機器の技術情報については、製造者である日本ビー・エー・シー(株)のみが有している。

以上の理由により、修繕後の性能、一連の作動状態、安全性に対する保証について、一貫して責任を持たせることができる唯一の事業者である上記業者と、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当(電話番号 06-6469-5147)

随意契約理由書

1 工事名称

十三バイパス情報板設備移設工事－2

2 契約相手方

星和電機株式会社

3 随意契約理由

本工事は、淀川左岸線事業における十三バイパスの整備に伴い情報板設備が現状位置では支障が生じるため、道路情報主制御装置の移設工事を行うものである。

本設備は、星和電機株式会社が設計製作し十三バイパスの5箇所を設置構成しているもので、気象監視装置、道路情報主制御機から現地の道路情報板に的確・迅速に表示するものであり、交通事故の発生や拡大防止等走行の安全と円滑化を図るために重要な役割を担っているものである。

設計製作者である星和電機株式会社以外に施工させた際のトラブルが生じた場合に責任の所在が不明確になることや、道路情報主制御装置移設後の性能についての一貫した責任を持たせる必要がある。

また、各装置及び構成については、星和電機株式会社が独自の技術を用いて機器構築及び機器の設計製作したものであり、設備の運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とするため、本工事の施工に関し既存設備も含め本設備の責任の一元化を図れる唯一の業者である星和電機株式会社に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市長居障がい者スポーツセンター冷却塔送風機修繕

2 契約の相手方

空研工業（株）

3 随意契約理由

冷却塔とは、施設内を循環し温められた水を、冷却塔内において送風機で誘引した外気と接触させることで一部を蒸発（気化）させ、その際の気化熱によって冷やされた冷却水を再度建物内へ循環させて施設内の温度調節を行うための設備であり、建物空調において重要な役割を担っている。

長居障がい者スポーツセンターの冷却塔は、平成 14 年に設置されているが、耐用年数である 15 年を超過し、指定管理者が実施している保守点検による報告書において経年劣化を指摘されている。

報告書を受け、メーカーに確認してもらったところ、冷却塔送風機の駆動部（モーター）、プーリーの経年劣化を指摘されている。

当該設備は、空研工業（株）にて製造・設置したものであり、本修繕にあたっては、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠である。また、今回修繕を行う冷却塔送風機は、既設の冷却水ポンプ等と密接不可分の関係にあり、安全性や動作保証の観点から、他業者に施工させ、不具合等が発生し冷却塔が機能しない場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるだけでなく、施設利用者に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、製造者の空研工業（株）のみであるため、同者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号 06 - 6208 - 8078）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 異配水場回転速度制御設備整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本整備修繕は、異配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものであり、整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、当該設備にかかる整備修繕は(株) 日立産機テクノサービスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本整備修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

よって、整備修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株) 日立産機テクノサービスが唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

以上

随意契約理由書

1 工事名称

A T C庁舎外4遠方監視装置改修工事

2 契約の相手方

坂下電工(有)

3 随意契約理由

本工事は、道路情報板等の道路付属設備の監視・制御を行う遠方監視制御装置の改修を行うものである。

本設備は、大阪市内に設置している道路情報板等で交通事故の発生や拡大防止等走行の安全と円滑化を図るために重要な役割を担っている設備の現地状況の監視や遠隔制御を行う設備である。

本設備については、上記業者が独自の技術を用いて機器構築及びシステム設計・製作したものであり、設備の運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うには、各機器との相互関係や製作者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とする。

また、設計製作者である上記業者以外に施工をさせた際のトラブルが生じた場合に責任の所在が不明確になるため、施工者には、本設備に対し一貫した責任を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事の施工に関し既存設備も含め設備の責任の一元化を図れる唯一の業者である上記業者に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥溶融炉を運転するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し日常の排ガス分析に支障をきたしているため、構成部品を取り替え修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取り替えには、分析計の構成及び取替部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場構内に、浄水処理技術の調査・研究を実施する目的で設置された、最適先端処理技術実験施設内プラント設備全体の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、当該実験設備の設計製作を行った理水化学㈱が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の13 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場上系施設運転用自家発電設備外整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している上系施設運転用自家発電設備、下系高度浄水処理棟高圧配電設備並びに下系高度浄水処理棟及び第1配水ポンプ場の回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本設計書による修繕は、柴島浄水場の上系高度浄水処理棟、下系高度浄水処理棟、塩素接触池棟、第1中オゾン接触池、第2中オゾン接触池、第3中オゾン接触池、第4中オゾン接触池に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株) 日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株) 日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株) 日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場本館棟 1 階内臓処理室天井材落下防止ネット設置工事
(緊急)

2 契約の相手方

(株) 大林組

3 随意契約理由

現在、大阪市中央卸売市場南港市場においては建替えに係る市場整備工事が行われているところであるが、現在運営中の内臓処理室内において令和 6 年 7 月 25 日に梁部分に使用しているモルタルの一部が落下するという事象が発生した。

現在は本市職員が目視及び打診による点検を行い、一部劣化しているモルタルを除去し、応急処置を行っている状態である。

今回のモルタルの一部の落下は、内臓処理時に発生する蒸気等の影響により剥離に至ったことが原因であるため、応急処置は行ったものの、天井部の建築資材及び設備は全体的に劣化が進んでおり、同様の事象が発生し、人命にかかわる事故に至る危険性がある。したがって、市場利用者の安全確保の観点と加工食品の衛生管理から早急に対策を講じる必要があるが、市場整備工事完了後に新棟へ移転することになっているため、暫定的に天井部に落下防止ネットを設置することで安全対策を行うこととする。

現在施工中の市場整備工事は、株式会社大林組と株式会社花木工業の 2 者による特定建設工事共同企業体にて施工を行っているが、安全衛生管理体制のもと複数業種の下請業者に対する統括及び指揮監督については、主に代表構成員である株式会社大林組が行っている。

当該工事場所付近においても、市場整備工事の関係業者が作業を行っており、本工事を実施した場合、作業が輻輳することになる。したがって、各業者が使用する工事車両の誘導や安全確認、作業者の災害防止、安全配慮等について責任をもって行うことができるのは、市場整備工事の元請であり、現場の統括及び指揮監督を行っている株式会社大林組のみであるため、同業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ (電話番号 06-6675-2015)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター設備修繕

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されているエレベーターの部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック(株)のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ(電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大阪プール空調設備（ボイラー）修繕

2 契約の相手方

（株）日本サーモエナー

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立大阪プールに設置されているボイラーについて、劣化部品の修繕を行うものである。

当施設のボイラーは、空調設備を構成する機器の一部であり、暖房の運転を行うために熱源（温水）を作り出す装置で、当該施設の館内を適正な温度に維持する目的で設置したものであるが、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の修繕を行う必要がある。

本修繕は、設備を構成する部品を修繕するものであり、機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに 制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である（株）日本サーモエナーのみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5148）

随意契約理由書

1 修繕名称：令和6年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備で発生する脱水ケーキやスラグを搬送する設備である。これらのクレーン設備が停止すると溶融炉設備への汚泥供給ができなくなるなど、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)日立プラントテクノロジーと合併した(株)日立製作所より、天井クレーン設備の全般業務について業務継承された(株)日立プラントメカニクスと特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）

2 契約相手方

月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたって各企業間での技術的な連携が必須条件となる。主要部品についても月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「月島 JFE アクアソリューション（株）」は月島機械（株）、「メタウォーター（株）」は日本碍子（株）、「東芝インフラシステムズ（株）」は（株）東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有する。

以上のことから、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 案件名称

平野図書館昇降機設備改修工事

2. 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3. 随意契約理由

本工事は、平野図書館に設置されている昇降機の経年劣化に伴い、改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取り替えにあたっては、製作・施工会社にて製作している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟北非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

(株) カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟北に設置されている非常用発電設備の老朽化により故障した部品の取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者である(株)カワサキマシンシステムズのみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である(株)カワサキマシンシステムズと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大阪プール空調設備(空気調和機)修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立大阪プールに設置されている空気調和機(以下、「空調機」という。)について、劣化した部品の取替修繕等を行うものである。

当施設の空調機は、空調設備を構成する機器の一部であり、施設内の諸室内へ冷風・温風を送るために必要な装置であるが、設置後 25 年以上が経過し、経年劣化により動作不良が生じる恐れがあるため、取替及び劣化部品の修繕を行う必要がある。

本設備の空調機については、制御システムで管理されており、既設空調機に合わせた制御システムが構築されているため、既設空調機製造者のものを使用しなければ運転・管理が行えない。

また、機器並びに制御システムは、各社異なる設計思想に基づき製造されており、修繕対象機器の技術情報については、製造者である新晃工業(株)のみが有している。

新晃工業(株)は、修繕等を同社の系列会社である新晃アトモス(株)に移管しているため、本修繕が可能な業者は、新晃アトモス(株)のみである。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当(電話番号 06-6469-5147)

随意契約理由書

1 修繕名称

令和6年度 城東抽水所外4か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス（株）

3 随意契約理由

今回修繕する城東抽水所外4か所の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は東芝インフラシステムズ（株）が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは東芝インフラシステムズ（株）から修繕等業務を移管されている東芝インフラテクノサービス（株）のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課（電話番号6969-5847）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和6年度 十八条下水処理場外9か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラテクノサービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、十八条下水処理場外9か所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、東芝インフラシステムズ(株)が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から納入している電気設備の修繕業務を移管されている東芝インフラテクノサービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

令和6年度東横堀川水門外1水質自動観測装置修繕

2 契約の相手方

(株) 東邦電探

3 随意契約理由

本修繕は、東横堀川及び道頓堀川の水質管理に必要な装置であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換及び試験調整を行うものである。

本装置は、(株) 東邦電探が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社である(株) 東邦電探のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 庭窪浄水場施設運転用自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場に設置している施設運転用自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該自家発電設備は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が自家発電設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 明電舎より修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和6年度 千島下水処理場外12か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）明電舎
- 3 随意契約理由：

本工事は、千島下水処理場外12か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）明電舎が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者である（株）明電舎と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7894）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和6年度 中浜下水処理場監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）
- 3 随意契約理由： 本工事は、中浜下水処理場水処理設備等の運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、東芝インフラシステムズ（株）と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大阪プール空調設備（冷却塔）修繕

2 契約の相手方

空研工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立大阪プールに設置されている冷却塔について、劣化部品の修繕を行うものである。

当施設の冷却塔は、空調設備を構成する設備機器の一部であり、冷房の運転を行うために冷却水を作り出す装置で、当該施設の館内を適正な温度に維持する目的で設置したものであるが、経年劣化により設備機器を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、故障した場合、十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、劣化部品の修繕を行う必要がある。

機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに 制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である空研工業(株)のみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみが修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5148）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 庭窪浄水場外1か所酸注入設備外整備修繕

2 契約の相手方

月島ジェイアクアサービス機器(株)

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している酸注入設備(以下、設備①とする)、かせい受入設備(以下、設備②とする)及び次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽設備制御盤(以下、設備③とする)並びに、柴島浄水場上系に設置している酸注入設備(以下、設備④とする)の修繕を行い、機能回復を図るものである。

設備①②は、磯村豊水機工(株)、設備③④は、JFEエンジニアリング(株)がそれぞれ独自に設計、製作したものであり、当該設備は、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたって、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、磯村豊水機工(株)の上水プラント事業は、平成26年5月からJFEエンジニアリング(株)へ事業継承されており、また、JFEエンジニアリング(株)の国内水エンジニアリング事業部門は、令和5年10月1日から月島JFEアクアソリューション(株)へ事業統合されている。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、月島JFEアクアソリューション(株)より修繕業務を移管されている月島ジェイアクアサービス機器(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場(電話番号 06-6907-4473)

随意契約理由書

1 名称

淀川区民センター昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

エレベーターテクノス株式会社

3 随意契約理由

本工事は、淀川区民センター館内に設置されている昇降機設備の改修である。

昇降機の安全基準として、戸開走行保護装置や地震感知器等耐震対策が義務付けられているが、本昇降機は昭和 50 年の竣工当初の設計に基づいており、地震対策がなされておらず、既存不適格となっているため改修を行うものである。なお、工事対象箇所については、保守点検において指摘を受けている。

本昇降機は、エレベーターテクノス株式会社の設計製作したものであり、製造者のみが有する、知識及び技術が不可欠であり、改修後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

したがって、製作会社であるエレベーターテクノス株式会社と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

淀川区役所市民協働課（電話番号 06-6308-9409）

随意契約理由書

1 工事名称

令和6年度 千島下水処理場外2か所雨水ポンプ用ディーゼル機関設備工事

2 契約相手方

ダイハツディーゼル株式会社

3 随意契約理由

本工事は、千島下水処理場、今福下水処理場及び住之江抽水所に設置している雨水ポンプ用ディーゼル機関の各部の整備を行い、運転時の高い信頼性を向上するためのものである。

本設備は、ダイハツディーゼル株式会社が設計・製作したもので、機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本工事を施工できる業者はダイハツディーゼル株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 咲洲配水場自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

(株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本整備修繕は、咲洲配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)明電舎が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株)明電舎より修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和6年度 今福下水処理場外16か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）
- 3 随意契約理由：

本工事は、今福下水処理場外16か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、東芝インフラシステムズ（株）と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 中浜流注場脱臭設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置している生物処理脱臭設備用操作盤と活性炭脱臭設備用低濃度脱臭ファンの分解整備修繕を行なうものである。当該の生物処理脱臭設備及び活性炭脱臭設備（以下脱臭設備）はクボタ環境エンジニアリング株式会社が設計・製造したものである。

修繕に関しては単なる個々の機器の取替、分解整備だけではなく、脱臭設備全体の能力に関わる特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本機器を設計・製造したクボタ環境エンジニアリング株式会社以外では本修繕に対して技術面での対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また脱臭設備修繕後の性能に対して保証ができないことから、当該脱臭設備に対し一貫して責任を持たせることができる業者はクボタ環境エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話 06-6630-3375)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和6年度 真田山加圧ポンプ場回転速度制御設備整備修繕
- 2 契約の相手方
メタウォーター（株）
- 3 随意契約理由
本整備修繕は、真田山加圧ポンプ場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
当該設備は、富士電機（株）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものであり、整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。
また、他の業者が本整備修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。
よって、本設備整備修繕を実施することができる業者は、富士電機(株)より修繕業務を移管されているメタウォーター(株)のみである。
以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 5 担当部署
水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

以上

随意契約理由書

1 案件名称

早川福社会館昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ (株) の製造・施工により、早川福社会館に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取り換え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品の調整・再使用をする必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ (株) にて製作している機器を使用しなければならない。

利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者でしか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ (株) と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1. 修繕名称

令和6年度道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

2. 契約相手方

安川オートメーション・ドライブ(株)

3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門、東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本装置は、(株)安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能についての保証を持たせる必要もある。よって本修繕ができるのは製作会社から社会システム事業における製造・販売・サービスを承継している安川オートメーション・ドライブ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6465）

随意契約理由書

1 修繕名称：

令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備制御盤室用空気調和機修繕

2 契約相手方：

日立グローバルライフソリューションズ(株)

3 随意契約理由：

本設備は、脱水分離液処理設備制御盤室を冷却し、適切な室温調整及び空気循環を行い、脱水分離液処理設備の安定運転を確保するための設備である。

本修繕は、舞洲スラッジセンター内の脱水分離液処理設備制御盤室に設置している空気調和機を構成する部品が長時間の運転により、摩耗・損傷しているため修繕するものである。

本設備は、日立アプライアンス(株)が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、日立アプライアンス(株)は、日立コンシューマ・マーケティング(株)と合併し、日立グローバルライフソリューションズ(株)と名称変更したものである。

以上のことから、製作会社である日立グローバルライフソリューションズ(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

- 1 案件名称 令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備（株）
- 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉ケーキ移送ポンプは汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥工程に移送するための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は兵神装備（株）が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、本設備を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたってはケーキ移送ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である兵神装備（株）のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 豊野浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市豊野浄水場に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備等は、三菱電機 (株) が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、設備の全体構成並びに構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、三菱電機 (株) より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場 (電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 中浜流注場破砕ポンプ修繕

2 契約相手方

ゼノア環境装置株式会社

3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置の浄化槽汚泥破砕ポンプ並びに、し尿破砕ポンプの劣化による性能低下により実施するものである。

当該破砕ポンプは、小松ゼノア株式会社（現：ゼノア環境装置株式会社）が設計・製造をしたものであり、修繕に関しては単なる部品交換でなく、破砕ポンプ内の破砕刃部の隙間調整等が必要でこの良否により後段の処理能力に影響を及ぼすことから、破砕ポンプの有する特性を理論的・経験的に十分把握した上で行う必要がある。

本破砕ポンプを設計・製造した会社以外では本修繕にあたって上記条件を満たす対応は不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性がある。

また修繕後の性能に対して保証することもできない。したがって本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者はゼノア環境装置株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 中浜流注場 浄化槽汚泥圧送ポンプ修繕

2 契約の相手方

古河産機システムズ株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、中浜流注場の浄化槽汚泥圧送ポンプの性能低下が生じていることから、修繕を行い、性能復旧を図るものである。

本圧送ポンプは、浄化槽汚泥の処理水を中浜下水処理場へ送水する機器であり、古河産機システムズ株式会社が独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該機器を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該機器を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、修繕後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者である古河産機システムズ株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第16.7条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3328)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 咲洲配水場回転速度制御設備整備修繕

2 契約の相手方

(株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本整備修繕は、咲洲配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能維持を図るものである。

当該設備は、(株)明電舎が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものであり、整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本設備整備修繕を実施することができる業者は、(株)明電舎より整備修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

以上

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和6年度 平野下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、平野下水処理場外9か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。
本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設監視制御設備等と一体となって機能を発揮するものである。
施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。
既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。
また、既設監視制御設備等に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。
よって、（株）日立製作所と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 長居配水場自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラテクノサービス (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、長居配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株)東芝は社会インフラ事業について、平成29年7月1日に(株)東芝が東芝インフラシステムズ(株)に、また、令和6年7月1日に東芝インフラシステムズ(株)が東芝インフラテクノサービス(株)に事業継承されている。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は東芝インフラテクノサービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター (電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

南港ひかりの団地 12 号棟ほか 4 か所真空式ごみ収集設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、南港ポートタウンにおいて、南港ひかりの団地 12 号棟ほか 4 か所に設置の真空式ごみ収集設備（以下、本設備）の構成機器である固定設備のごみ収集配管が故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため、ごみ収集配管の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

本設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、移動式ごみ収集装置及び固定設備が、システムとして互いに有機的に連携されて稼働している。また、強力な真空圧を利用することから誤った取扱いを行うと、本設備の損傷だけでなく、周辺を通行する市民等を巻き込む事故につながる恐れがあるため、本修繕については、本設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

今回の修繕は、本設備が製造者独自の技術により製造されており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように修繕を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、本修繕を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号 06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大淀配水場外1か所特別高圧受変電設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、大淀配水場及び巽配水場に設置している特別高圧受変電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機水環境システムズ（株）及び富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）の水環境事業継承会社である富士電機水環境システムズ（株）は水環境事業について、NGK水環境システムズ（株）との合併により平成20年4月1日にメタウォーター（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随 意 契 約 理 由 書

- 1 工事名称 令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)
- 2 契約の相手方 日揮(株)
- 3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮(株)の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
建設局 南部方面管理事務所設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 咲洲配水場小水力発電設備整備修繕

2 契約の相手方

(株) 西島製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は、咲洲配水場に設置している小水力発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)西島製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)西島製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場中央監視装置改良工事

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本工事は、場内各設備の状態監視・警報出力等を行う中央監視装置及びリモート装置の更新等を行うものである。

中央監視装置は、市場内各設備の状態監視・警報出力等在场内各所にあるリモート装置で集約し、中央監視端末にて表示させる装置である。これにより常時、東部市場内の設備の状態や警報出力を把握しているため、常に良好な状態にしておく必要がある。

施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者であるアズビル (株) のみが有している。また、本工事にあたっては、既存システムを運用しながら施工するものであり、システムの停止を最小限にするとともに、不測の事態が生じた際に速やかにシステムの復旧をさせる必要がある。

よって、当該設備の确实・安定した稼働を確保し、責任の一元化を図り、本工事ができる唯一の業者であるアズビル (株) と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場揚水ポンプ設備改良に伴う既設管理設備改造工事

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、楠葉取水場の揚水ポンプ設備改良に伴い既設設備の改造を行うものである。

当該設備は、東芝インフラシステムズ(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である東芝インフラシステムズ(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 住之江配水場外2か所自家発電設備外整備修繕

2 契約の相手方

(株)日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本整備修繕は、住之江配水場及び泉尾配水場に設置している施設運転用自家発電設備、異配水場に設置している高圧コンデンサ盤の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大淀配水場外1か所自家発電設備外整備修繕

2 契約の相手方

安川オートメーション・ドライブ (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、大淀配水場に設置している自家発電設備及び住吉配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)安川電機が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株)安川電機は社会システム事業について、令和4年3月1日に安川オートメーション・ドライブ (株) に事業承継されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)安川電機より修繕業務を移管されている安川オートメーション・ドライブ (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター (電話番号06-6815-2402)

以上

随意契約理由書

1 案件名称

浪速区役所庁舎防火シャッター危害防止装置設置改修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本工事は、浪速区役所庁舎に設置している防火シャッターについて、危害防止装置の設置を行うものである。

危害防止装置とは、火災を感知し防火シャッターが降下する際に、人や物に接触すると閉鎖動作を一時停止し、人や物がなくなると再び降下し防火区画を形成する装置であり、有事の際には当区役所利用者の安全対策として必要な装置である。

平成 17 年の建築基準法施行令の改正により、防火シャッターには危害防止装置の設置が義務付けられているが、当区庁舎の防火シャッターは、法改正前の建築当初（平成 14 年）に整備した設備であることから危害防止装置が設置されていないため、本工事を行う。

本設備は、三和シャッター工業(株)が設計・製作を行ったものであり、危害防止装置の設置にあたっては、製作会社独自の規格を熟知しているとともに、同社が保有する部品と専門知識及び技術が不可欠である。

また、本設備について一貫した責任と性能を保証し、本工事を実施できるのは、三和シャッター工業(株)のみである。

以上のことから、上記事業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市浪速区役所総務課 (06-6647-9942)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場仲卸棟冷蔵庫ほか2か所防熱扉修繕

2 契約の相手方

岸産業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、南港市場内に設置されている防熱扉の修繕を行うものである。防熱扉については、基幹部品が劣化しており、正常な開閉ができず、冷却機能が低下しているため、当該設備の部品取替えを行うものである。

南港市場の防熱扉については、岸産業株式会社が設置しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能である。

したがって、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は岸産業株式会社のみである。

以上の理由により岸産業株式会社へ随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2006）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野中学校プールろ過設備改修工事

2 契約の相手方

光伸（株）

3 随意契約理由

本工事は、設備老朽化のため、大阪市立阿倍野中学校の水泳プール浄化を行う、ろ過設備を改修するものである。

当該機器については、ミウラ化学装置（株）が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、ミウラ化学装置（株）の近畿地区唯一の専属代理店である光伸（株）のみであるため、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9063）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎防犯カメラ設備修繕

2 契約の相手方

ジャトー(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎内に設置している防犯カメラ設備のPCの電源が経年劣化により不良となっており、設備性能を回復するにはサポートのあるPCに取り替える必要がある。取替えに当たり接続される機器についても入れ替える必要があるため修繕を行うものである。

本庁舎の防犯カメラ設備は、ジャトー(株)がメーカー独自の技術により設計した製品を設置しており、ジャトー(株)以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が行えるジャトー(株)を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号 06-6208-8197)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大阪プール空調設備(ブラインポンプ・冷水ポンプ)修繕

2 契約の相手方

荏原冷熱システム(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立大阪プールに設置されているブラインポンプ及び冷水ポンプ(以下、「本機器」という。)について、劣化した部品の取替修繕等を行うものである。

本機器は、空調設備を構成する機器の一部であり、冷凍機で熱交換により冷却されたブラインを氷蓄熱槽へ送るブラインポンプ及び、空気調和機で熱交換により昇温された水を冷凍機へ送る冷水ポンプは、施設の冷房を行うために必要な装置であるが、設置後 15 年以上が経過し、経年劣化により動作不良が生じる恐れがあるため、劣化部品の修繕を行う必要がある。

また、機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である荏原製作所(株)のみが有している。

荏原製作所(株)は、冷熱事業を同社の系列会社である荏原冷熱システム(株)に移管しているため、本修繕が可能な業者は、荏原冷熱システム(株)のみである。

以上の理由により、上記事業者のみが本機器を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当(電話番号 06-6469-5147)

随意契約理由書

1 修繕名称：令和6年度 舞洲スラッジセンター吸収式冷温水機修繕

2 契約相手方： パナソニック産機システムズ (株)

3 随意契約理由：

今回修繕する吸収式冷温水機は、舞洲スラッジセンターの熱負荷が高い監視室を含む全館を冷却するための冷水及び全館の給湯用の温水を作るための熱源設備となっており、水質試験等を含め施設の運営において重要な設備である。

本修繕では著しく摩耗、損傷している吸収式冷温水機の構成部品を取替え、吸収式冷温水機の安定運転を確保するため修繕するものである。

本設備は、三洋電機(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については三洋電機(株)を完全子会社化したパナソニック(株)の業務用空調設備に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 庭窪浄水場粒状活性炭吸着池水位計修繕

2 契約の相手方

超音波工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している超音波水位計の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、超音波工業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は超音波工業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

- 1 工 事 名 称：令和6年度 中之島抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：メタウォーター（株）
- 3 随意契約理由：

本工事は、中之島抽水所外2か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、メタウォーター（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者であるメタウォーター（株）と契約締結するものである。
- 4 根 拠 法 令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担 当 部 署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7894）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉現場操作盤外電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲ペDESTリアンデッキ(コスモスクエア駅前広場)昇降機設備等修繕

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

本修繕は、咲洲ペDESTリアンデッキ(コスモスクエア駅前広場)に設置されている昇降機設備等(エスカレーター及びエレベーター)の劣化箇所等の修繕を行うものである。

エスカレーターの修繕は、劣化(さび等の発生)したエスカレーター欄干外装部のさび落とし作業(ステンレスコーティング含む)及びエスカレーター天井及び内面ガラスの清掃を行うものである。作業にあたっては、エスカレーター機械部分に影響する可能性もあることから構造等を熟知した者が適切に作業を行うことが求められるとともに、築造より約 28 年が経過し、設備等も老朽化していることもあり、設備等の現在の状況を十分に把握した者が適切に作業を行う必要がある。

また、エレベーターの修繕は、かご床タイル取替及びかご内壁面の化粧壁設置の作業を行うものである。本エレベーターもエスカレーター同様に構造等を熟知し、設備等の現在の状況を十分に把握した者が適切に作業を行う必要がある。

製造業者以外が作業した後に、エスカレーター等に不具合が発生した場合、作業等の影響または老朽化による不具合であるかの責任の所在が曖昧になる可能性がある。また、製造業者以外が作業したことにより、昇降機設備等が故障した場合、製造業者責任を製造業者に今後求めることが出来なくなる可能性もあり、昇降機設備等の運用に支障が生じることになる。

上記業者は、当該設備を製造した(株)日立製作所から事業譲渡を受けて以降、現在に至るまで、一元的に製造業者責任と保守責任を担っている。

以上の理由により、上記業者のみが本設備を修繕できる唯一の業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 施設管理課(施設管理)

随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所地下駐車場管制設備等修繕

2 契約相手方

日信電子サービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、生野区役所地下駐車場の管制設備のうち、経年劣化により頻繁に不具合が生じている精算機及び発券機の取替修繕を行うものである。

本設備は、日本信号（株）が設計・製作を行ったもので、既設設備に適合する機器を製作できるのは同社のみであり、他社製品との互換性がないため、同社が保有する機器及び専門の知識・技術が不可欠である。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、製作会社である日本信号（株）とメンテナンス業務を提携している唯一の業者である日信電子サービス（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課（電話番号06-6715-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立平野スポーツセンター・屋内プール吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立平野スポーツセンター・屋内プールに設置されている吸収式冷温水機について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、冷暖房の運転を行うために熱源（冷温水）を作り出す装置で、当該施設の館内を適正な温度に維持する目的で設置したものである。

本修繕は、設備を構成する各所部品について修繕するものであり、吸収式冷温水機の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である川重冷熱工業（株）のみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5145）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和6年度 平野下水処理場外4か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)大同電機製作所

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、平野下水処理場外4か所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株)大同電機製作所が設計製作したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術が必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は(株)大同電機製作所のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

西北環境事業センター 排水処理設備修繕

2 契約の相手方

(株) 丸島アクアシステム

3 随意契約理由

本修繕は、西北環境事業センターの排水処理設備（以下、「当該設備」という。）において、自動制御装置の不具合が生じていることから修繕を行うものである。

当該設備は、ごみ収集車を洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際、雑物などを分離・除去し下水道法による水質基準値を順守するための一連の設備であり、(株) 丸島アクアシステムが独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備における一連の機器等を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。また、既存機器との密接不可分の関係にあることから、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、修繕後の性能、一連の作動状態、安全性に対して保証ができない。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3374)